

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>II-1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>「日本再興戦略」改定 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）（抜粋） 「日銀ネットの稼働時間が延長されることを活用しつつ、金融機関・企業等における資金・証券決済の高度化を図る。即時振込みなどの資金決済高度化については、全国銀行協会が諸外国の動向も参考に決済の安全性・信頼性の確保に留意しつつ具体的な改善内容・スケジュール等の検討を行い年内を目途に結論を出すこととされており、政府としてもこうした資金決済の高度化に向けた取組を促す。国内送金における商流情報（EDI 情報）の添付拡張についても、流通業界と金融機関との共同システム実験の結果等も踏まえつつ、産業界と金融機関の連携強化による速やかな対応が図られるよう促す。日本銀行としても、これらを含め、我が国決済サービスの高度化を図っていく。」</p>
	政策の達成目標	金融機関による資金決済高度化への対応の促進
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 27 年度から平成 32 年度まで
	同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
	政策目標の達成状況	現在、資金決済高度化等（即時振込みや国内送金における商流情報（EDI 情報）添付拡張等）の導入の可否について検討している段階である。
有効性	要望の措置の適用見込み	最大で 754 社（預金取扱機関数）による適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例により、資金決済高度化等に対応するためのシステム投資を行った場合に税務上のメリットが与えられるため、当該システムの導入促進につながる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	資金決済高度化等に対応するためのシステム投資に対して税務上の恩典を与えることは、金融機関によるこれらのシステム投資を促進するため、政策目的を実現する手段として有効である。また、金融機関によってはシステム投資が複数年度に及ぶことも考えられることから、補助金や助成金等の予算措置ではなく、税制上の措置によることが妥当である
ページ		3—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>新設要望のため、該当なし</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>新設要望のため、該当なし</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>新設要望のため、該当なし</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新設要望のため、該当なし</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>新設要望のため、該当なし</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>今回初めての要望となる。</p>